

積立利率変動型定額部分付変額終身保険普通保険約款 目次

この保険の概要

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 保険契約の型

第2条 保険契約の型

3. 特別勘定

第3条 特別勘定

第4条 特別勘定群および特別勘定群に含まれる特別勘定の種類

第5条 特別勘定の指定

第6条 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転

4. 積立金および積立金額

第7条 積立金および積立金額

5. 積立利率および積立利率保証期間

第8条 積立利率

第9条 積立利率保証期間

6. 基本保険金額

第10条 基本保険金額

7. 死亡保険金の支払

第11条 死亡保険金の支払および免責

第12条 死亡保険金の支払および免責に関する補則

第13条 死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

8. 会社の責任開始期および契約日

第14条 会社の責任開始期および契約日

9. 保険契約の無効および取消

第15条 死亡保険金不法取得目的による無効

第16条 詐欺による取消

10. 告知義務および保険契約の解除

第17条 告知義務

第18条 告知義務違反による解除

第19条 保険契約を解除できない場合

第20条 重大事由による解除

11. 解約および解約返還金

第21条 解約

第22条 解約返還金

12. 基本保険金額の減額

第23条 基本保険金額の減額

13. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

第24条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

14. 死亡保険金受取人

第25条 死亡保険金受取人の変更

第26条 遺言による死亡保険金受取人の変更

15. 保険契約者

第27条 保険契約者の変更

第28条 保険契約者の住所の変更

16. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

第29条 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

18. 契約者配当金

第32条 契約者配当金

19. 時効

第33条 時効

20. 被保険者の業務、転居および旅行

第34条 被保険者の業務、転居および旅行

21. 管轄裁判所

第35条 管轄裁判所

22. 最終の積立利率保証期間更新日以後等の取扱

第36条 最終の積立利率保証期間更新日以後等の取扱

23. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第37条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

24. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

第38条 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

25. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

第39条 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

積立利率変動型定額部分付変額終身保険普通保険約款

(この保険の概要)

この保険は、定額部分と運用実績連動部分からなる第1保険期間と、積立利率を定期的に見直し、最低保証積立利率を上回る場合には基本保険金額の増額を行なう第2保険期間に区分し、つぎの保険契約の型を有する仕組の終身保険であって、被保険者が死亡したときに死亡保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(1) A型

死亡保険金額および第2保険期間移行日における基本保険金額の計算において、運用実績連動部分の基本保険金額の最低保証を有する型をいいます。

(2) B型

死亡保険金額および第2保険期間移行日における基本保険金額の計算において、運用実績連動部分の基本保険金額の最低保証を有しない型をいいます。

1. 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

(1) 「第1保険期間」

「第1保険期間」とは、この保険契約が第3号に定める定額部分および第4号に定める運用実績連動部分からなる、保険期間のうち契約日から起算する会社が設定する期間のことをいい、保険契約者は、保険契約の締結の際、会社の定める範囲で、第1保険期間を指定するものとします。

(2) 「第2保険期間」

「第2保険期間」とは、この保険契約に適用する積立利率を第9条（積立利率保証期間）に定める積立利率保証期間ごとに改める、保険期間のうち第1保険期間の満了日の翌日（以下「第2保険期間移行日」といいます。）から起算する終身の期間をいいます。

(3) 「定額部分」

「定額部分」とは、第1保険期間中、第14条（会社の責任開始期および契約日）に定める責任開始日における第8条（積立利率）に定める積立利率を適用する部分をいいます。

(4) 「運用実績連動部分」

「運用実績連動部分」とは、第1保険期間中、その部分の資産を第3条（特別勘定）に定める特別勘定で運用する部分をいいます。

2. 保険契約の型

(保険契約の型)

第2条 この保険契約における保険契約の型はつぎのとおりとし、保険契約者は、保険契約の締結の際、保険契約の型を1つ指定するものとします。

(1) A型

(2) B型

2. 前項により指定された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3. 特別勘定

(特別勘定)

第3条 会社は、積立利率変動型定額部分付変額終身保険契約の運用実績連動部分の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法に基づいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産（以下「特別勘定資産」といいます。）を、毎日会社の定める方法により評価します。

2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわら

ず、積立利率変動型定額部分付変額終身保険契約に割り当て、他の種類の保険契約に割り当てることはありません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。

3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。
4. 第2保険期間移行日以後は、特別勘定による資産の運用はしません。

（特別勘定群および特別勘定群に含まれる特別勘定の種類）

第4条 会社は、1または2以上の特別勘定からなる特別勘定群を1または2以上設定します。

2. 保険契約者は、保険契約の締結の際、特別勘定群を1つ指定することを要します。
3. 前項の規定により指定した特別勘定群に含まれない特別勘定について、次条の規定による特別勘定の指定はできません。
4. 特別勘定群に含まれる特別勘定の種類は会社が別に定めるとおりとし、それぞれの種類につき1または2以上の特別勘定を設定することがあります。

（特別勘定の指定）

第5条 保険契約者は、保険契約の締結の際、特別勘定で運用される保険料を繰り入れるべき特別勘定を1つ指定することを要します。

2. 保険契約者は、前項の規定により指定した特別勘定を変更することはできません。

（特別勘定の廃止に伴う積立金の移転）

第6条 特別勘定資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときなど特別な事情がある場合には、会社は、その特別勘定を廃止することがあります。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、廃止される特別勘定を指定している保険契約者に特別勘定を廃止する日（以下本項において「廃止日」といいます。）の2か月前までにつぎに定める事項を通知します。
 - (ア) 廃止される特別勘定とその廃止日
 - (イ) 廃止される特別勘定から積立金を移転する先の会社の定める特別勘定
- (2) 会社は、廃止日に、廃止される特別勘定の積立金を前号(イ)の会社の定める特別勘定に移転します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

4. 積立金および積立金額

（積立金および積立金額）

第7条 第1保険期間において、積立金とは、この保険契約の定額部分として積み立てた部分および特別勘定資産のうちこの保険契約の運用実績連動部分にかかわる部分を合計したもののことをいい、積立金額は、定額部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額の合計額とします。この場合、定額部分の積立金額は、次条に定める積立利率を適用し経過に応じて会社の定める方法により計算する金額をいい、運用実績連動部分の積立金額は、特別勘定資産の運用実績により定まる金額をいいます。

2. 第2保険期間において、積立金とは、保険契約の型に応じてつぎの各号の金額をもとに積み立てたもののことをいい、積立金額は、次条に定める積立利率を適用し経過に応じて会社の定める方法により計算します。

- (1) A型の場合

第2保険期間移行日の前日末における第10条（基本保険金額）に定める基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額

- (2) B型の場合

第2保険期間移行日の前日末における積立金額

5. 積立利率および積立利率保証期間

（積立利率）

第8条 第1保険期間において、積立利率とは、会社が設定する第1保険期間ごとに、その期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、会社が積立利率を設定する日の3営業日前の日における直前3日（会社が指標金利を取得する3日に限ります。）の指標金利の平均値に最大1.0%を増減させた範囲内で定めた率から、

保険契約の維持等に必要な費用および死亡保険金を支払うための費用の率を差し引いた利率のことをいいます。

2. 第2保険期間において、積立利率とは、次条に定める積立利率保証期間に応じた国債の流通利回りを指標金利とし、前項の規定を準用して計算した利率のことをいいます。
3. 前2項に定める積立利率は、第14条（会社の責任開始期および契約日）に定める責任開始日における最低保証積立利率を下回ることはありません。
4. 前条の規定による積立金額の計算にあたっては、つぎの各号のとおり積立利率を適用します。
 - (1) 第1保険期間においては、第14条に定める責任開始日における積立利率を定額部分に適用します。
 - (2) 第2保険期間においては、第2保険期間移行日における積立利率を第2保険期間移行日から次条に定める積立利率保証期間の満了日まで適用し、積立利率保証期間を更新した場合には、次条に定める積立利率保証期間更新日における積立利率を更新日からその期間の満了日まで適用します。
5. 第1項および第2項の規定にかかわらず、国債の流通利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、将来の運用情勢の変化により国債の流通利回りを指標金利として用いることが適切でない特別な事情が生じた場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、会社は、指標金利を変更する日の2か月前までにその旨を保険契約者に書面によって通知します。

（積立利率保証期間）

- 第9条 積立利率保証期間とは、第2保険期間において同一の積立利率を適用する期間のことをいい、第2保険期間移行日または次項に定める積立利率保証期間更新日から起算して10年とします。
2. 積立利率保証期間は積立利率保証期間の満了日の翌日に更新し、この日を積立利率保証期間更新日とします。
 3. 会社は、第2保険期間移行日および積立利率保証期間更新日において適用する積立利率を保険契約者に書面によって通知します。

6. 基本保険金額

（基本保険金額）

- 第10条 第1保険期間において、基本保険金額とは、保険契約の締結の際に定められる金額をいい、定額部分の基本保険金額および運用実績連動部分の基本保険金額の合計額とします。この場合、定額部分の基本保険金額は、一時払保険料と同額とし、運用実績連動部分の基本保険金額は、一時払保険料から一時払保険料のうち定額部分に対応する金額として会社の定める方法により計算される金額を控除した金額と同額とします。
2. 第2保険期間において、基本保険金額とは、第2保険期間への移行の際に定められる金額をいい、保険契約の型に応じてつぎの各号の金額とします。
 - (1) A型の場合

第2保険期間移行日の前日末における基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額および第2保険期間移行日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額
 - (2) B型の場合

第2保険期間移行日の前日末における積立金額および第2保険期間移行日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額
 3. 前項の規定にかかわらず、積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における積立利率が第14条（会社の責任開始期および契約日）に定める責任開始日における最低保証積立利率を上回っているときは、その積立利率保証期間更新日以後の基本保険金額を、積立利率保証期間更新日における積立利率に基づき会社の定める方法により計算される金額に増額します。
 4. 会社は、前2項の規定により計算された、第2保険期間移行日および積立利率保証期間更新日における基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。
 5. 第2保険期間移行日における基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、保険契約の型に応じてつぎの各号の金額を保険契約者に支払います。
 - (1) A型の場合

第2保険期間移行日の前日末における基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額のうちそのこえる部分に対応する金額

(2) B型の場合

第2保険期間移行日の前日末における積立金額のうちそのこえる部分に対応する金額

6. 第2保険期間移行日における基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、保険契約は、第2保険期間移行日の前日に保険期間が満了して消滅したものとします。この場合、会社は、保険契約の型に応じてつぎの各号の金額を保険契約者に支払います。

(1) A型の場合

第2保険期間移行日の前日末における基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額

(2) B型の場合

第2保険期間移行日の前日末における積立金額

7. 第1項から第3項までおよび第5項の規定にかかわらず、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額を基本保険金額とします。

7. 死亡保険金の支払

(死亡保険金の支払および免責)

第11条 この保険契約の死亡保険金は、つぎのとおりです。

	支 払 額	受 取 人	死亡保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）
死亡保険金	保険契約の型に応じたつぎの額 （A型） 被保険者が死亡した日末のつぎの(1)および(2)の合計額 (1) 定額部分の基本保険金額または別表2に定める定額部分の解約返還金額に相当する額のいずれか大きい額 (2) 運用実績連動部分の基本保険金額または運用実績連動部分の積立金額のいずれか大きい額 （B型） 被保険者が死亡した日末のつぎの(1)および(2)の合計額 (1) 定額部分の基本保険金額または別表2に定める定額部分の解約返還金額に相当する額のいずれか大きい額 (2) 運用実績連動部分の積立金額	死亡保険金受取人	被保険者が第1保険期間中に死亡したとき	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意 (3) 戦争その他の変乱
	被保険者が死亡した日末の基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい額		被保険者が第2保険期間中に死亡したとき	

(死亡保険金の支払および免責に関する補則)

第12条 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。

2. つぎのいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、会社は、第1号、第3号または第4号の場合は被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を、第2号の場合は被保険者が死亡した日末の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
- (1) 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき。

- (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき（前号の場合を除きます。）。
- (3) 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（前2号の場合を除きます。）。
- (4) 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
- 3. 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合（死亡保険金受取人と被保険者が同一の場合で被保険者が自殺したときおよび保険契約者と死亡保険金受取人が同一の場合で保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。この場合、保険契約のうち支払われない部分については前項の規定を適用し、その部分の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を保険契約者に支払います。
- 4. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。ただし、この場合の支払額は、被保険者が死亡した日末の積立金額または解約返還金額のいずれか大きい額を下回りません。

（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）

第13条 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

- 2. 支払事由の生じた死亡保険金の受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、死亡保険金を請求してください。
- 3. 死亡保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日（会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社で支払います。
- 4. 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合で、保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - (4) 第15条（死亡保険金不法取得目的による無効）、第16条（詐欺による取消）または第20条（重大事由による解除）に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第20条第1項第3号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実
- 5. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合は、前2項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から起算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (2) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (4) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- 6. 前2項の規定を適用したときは、会社は、その旨を死亡保険金を請求した者に通知します。
- 7. 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診

断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

8. 会社の責任開始期および契約日

(会社の責任開始期および契約日)

第14条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

(1) 保険契約の申込を承諾した後に一時払保険料を受け取った場合

……一時払保険料を受け取った時

(2) 一時払保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合

……一時払保険料充当金を受け取った時(被保険者に関する告知の前に受け取った場合には、その告知の時)

2. 会社は、前項の規定により会社の責任が開始される日(以下「責任開始日」といいます。)から起算して8日後となる日または会社が保険契約の申込を承諾した日のいずれか遅い日末に、一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。

3. 契約日は、会社が一時払保険料のうち運用実績連動部分の基本保険金額に相当する額を特別勘定に繰り入れる日とし、契約年齢は、この日を基準として計算します。

4. 責任開始日から契約日の前日までの間に、死亡保険金の支払事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、第1項の責任を開始する日を契約日として、保険契約上の責任を負います。この場合、第11条(死亡保険金の支払および免責)の規定にかかわらず、死亡保険金の支払額は基本保険金額とします。

5. 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。

6. 前項の保険証券には、つぎの各号の事項を記載します。

(1) 会社名

(2) 保険契約者および被保険者の氏名または名称

(3) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他の死亡保険金受取人を特定するために必要な事項

(4) 保険契約の種類

(5) 保険期間

(6) 第1保険期間

(7) 第2保険期間および積立利率保証期間

(8) 責任開始日

(9) 契約日

(10) 第2保険期間移行日

(11) 死亡保険金額、基本保険金額および一時払保険料

(12) 保険証券の作成年月日

7. 前2項に定める保険証券の交付は、保険契約の締結の際に限り行ないます。

9. 保険契約の無効および取消

(死亡保険金不法取得目的による無効)

第15条 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

(詐欺による取消)

第16条 保険契約の締結に際して、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に詐欺の行為があったときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

10. 告知義務および保険契約の解除

(告知義務)

第17条 会社が、保険契約の締結の際、死亡保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち書面（電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）による場合を含みます。以下本条において同じ。）で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第18条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかった場合または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向って保険契約を解除することができます。

2. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、死亡保険金を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求します。
3. 前項の規定にかかわらず、被保険者の死亡が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明したときは、死亡保険金を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日末の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第19条 会社は、つぎのいずれかの場合には前条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第4号または第5号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第17条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第4号および第5号の規定は適用しません。

- (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 会社が解除の原因があることを知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
- (3) 責任開始期の属する日から起算して2年を経過したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に、死亡保険金の支払事由が生じたときを除きます。
- (4) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第17条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
- (5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第17条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき

（重大事由による解除）

第20条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。以下本号において同じ。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎの(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、また

はその法人の経営に実質的に関与していると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4) 会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

2. 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(A)から(オ)までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下本項において同じ。）を支払いません。また、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求します。
3. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
4. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日末の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日末の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返還金と同額の返還金を保険契約者に支払います。

11. 解約および解約返還金

（解約）

第21条 保険契約者は、いつでも将来に向けて、保険契約を解約し、解約返還金を請求することができます。

（解約返還金）

- 第22条 第1保険期間における解約返還金額は、請求に必要な書類（別表1）が会社の本社または会社の指定した場所に到着した日（以下「解約返還金計算日」といいます。）末の定額部分の積立金額および運用実績連動部分の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。
2. 第2保険期間における解約返還金額は、解約返還金計算日末の積立金額に基づき、別表2に定める算式により計算した金額とします。
 3. 保険契約者は、解約返還金を請求するときは、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 4. 解約返還金の支払時期および支払場所については、第13条（死亡保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

12. 基本保険金額の減額

（基本保険金額の減額）

- 第23条 保険契約者は、会社の定める取扱範囲で、将来に向けて、基本保険金額を減額することができます。この場合、第1保険期間においては、保険契約者は、定額部分の基本保険金額を減額することにより、基本保険金額を減額するものとします。
2. 前項の場合、減額後の基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
 3. 基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 4. 基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。
 5. 本条の規定により、基本保険金額の減額が行われたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

13. 死亡保険金受取人による保険契約の存続

（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

第24条 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約（基本保険金額の減額を含みます。以下本条において同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）により保険契約が解約されるときは、解約の通知が会社に到着した時から1か月を経過した日にその効力を生じます。

2. 前項の解約の通知があった場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の解約の効力を生じるまでの間に、前項の解約の通知が会社に到着した日末の解約返還金と同額の金額（以下「債権者等への支払金額」といいます。）を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること

(2) 保険契約者でないこと

3. 前項の通知をするときは、死亡保険金受取人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

4. 第1項の解約の通知が会社に到着した時から、その解約の効力が生じるまでまたは第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じた場合で、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、債権者等への支払金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等への支払金額を差し引いた残額があるときは、その金額を死亡保険金受取人に支払います。

14. 死亡保険金受取人

（死亡保険金受取人の変更）

第25条 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の通知をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

3. 第1項の通知が会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。

4. 前項の規定にかかわらず、第1項の通知が会社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人からその請求を受けても、会社は、死亡保険金を支払いません。

5. 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人としてします。

6. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人としてします。

7. 前2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

（遺言による死亡保険金受取人の変更）

第26条 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生する前に限り、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を会社に通知しなければ、会社に対抗することができません。

4. 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

15. 保険契約者

（保険契約者の変更）

第27条 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

2. 前項の承継をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。

（保険契約者の住所の変更）

第28条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下本条において同じ。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。

2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 保険契約者および死亡保険金受取人の代表者

（保険契約者および死亡保険金受取人の代表者）

第29条 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3. 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

4. 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、第1項および第2項に準じて取り扱います。

17. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第30条 被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢および性別の誤りの処理）

第31条 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、つぎの方法により取り扱います。

(1) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、つぎの(A)から(I)までのとおり取り扱います。

(A) 実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により、運用実績連動部分の基本保険金額および運用実績連動部分の積立金額を改め、基本保険金額および積立金額を改めます。

(I) 死亡保険金の支払事由該当後は、実際の年齢に基づいて、会社の定める方法により死亡保険金額を改め、すでに支払われた死亡保険金に不足分があればその額を死亡保険金受取人に支払い、超過分があればその額の返還を死亡保険金受取人に請求します。

(U) 前(A)の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額をこえることとなる場合には、基本保険金額を会社の定める金額とし、誤りの事実が発見された時が、第1保険期間中のときはそのこえる部分に対応する保険料を、第2保険期間中のときは第2保険期間移行日の前日末における基本保険金額または積立金額のいずれか大きい額（保険契約の型がB型の場合は、第2保険期間移行日の前日末における積立金額）のうちそのこえる部分に対応する金額を保険契約者に払い戻します。

(I) 前(A)の規定により改めた基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた一時払保険料を保険契約者に払い戻します。

(2) 契約日における実際の年齢が会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた一時払保険料を保険契約者に払い戻します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、前項に準じて取り扱います。

18. 契約者配当金

（契約者配当金）

第32条 この保険契約には契約者配当金はありません。

19. 時効

(時効)

第33条 死亡保険金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

20. 被保険者の業務、転居および旅行

(被保険者の業務、転居および旅行)

第34条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約の解除も保険料の変更もしないで、保険契約上の責任を負います。

21. 管轄裁判所

(管轄裁判所)

第35条 この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または死亡保険金受取人(死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者として)の住所地を管轄する高等裁判所(支部を除きます。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

22. 最終の積立利率保証期間更新日以後等の取扱

(最終の積立利率保証期間更新日以後等の取扱)

第36条 積立利率保証期間を更新する際、積立利率保証期間更新日における被保険者の年齢が96歳以上となる場合は、第9条(積立利率保証期間)の規定にかかわらず、この更新を最終の更新とし、以後、積立利率保証期間は更新しません。

2. 最終の積立利率保証期間更新日以後は、第7条(積立金および積立金額)、第8条(積立利率)、第9条および第22条(解約返還金)の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 最終の積立利率保証期間は終身とし、その期間に適用する積立利率は最終の積立利率保証期間更新日における会社所定の利率とします。ただし、積立利率は責任開始日における最低保証積立利率を下回らないものとします。

(2) 解約返還金額は、積立金額と同額であり、経過に応じて計算します。

3. 第2保険期間移行日における被保険者の年齢が96歳以上となる場合は、第9条の規定にかかわらず、積立利率保証期間の更新は行なわず、前項の規定に準じて取り扱います。

23. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

(死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則)

第37条 官公署、会社、組合、工場その他の団体(個人事業主を含み、以下「団体」といいます。)を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等(以下「死亡退職金等」といいます。)として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、請求に必要な書類(別表1)に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

24. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

第38条 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日（以下「取引停止日」といいます。）から売買ができることとなった日（以下「取引再開日」といいます。）の前日までの期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、その売買できない特別勘定についてつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第14条（会社の責任開始期および契約日）の取扱

(ア) 取引停止期間中は、会社は、保険契約の申込の受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

(イ) 取引停止日前に保険契約の申込を受け付けていた場合でも、契約日が取引停止期間中となるときは、その保険契約の申込はなかったものとして取り扱います。

(2) 第21条（解約）および第22条（解約返還金）の取扱

(ア) 取引停止期間中に、解約に関する請求に必要な書類を受け付けたときは、その取引再開日の翌営業日（取引停止期間中に第2保険期間移行日が到来した場合は、第2保険期間移行日）に解約されるものとし、この場合、その解約される日を解約返還金計算日とします。

(イ) 前(ア)にかかわらず、取引再開日（取引停止期間中に第2保険期間移行日が到来する場合は、第2保険期間移行日の前日）までに保険契約者から解約の中止の申出があった場合には、解約の請求がなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

3. 会社は、取引停止期間中に、死亡保険金の支払事由が生じた場合、第2保険期間移行日が到来した場合または第1項第2号の規定により第2保険期間移行日に解約される場合で、特別勘定資産の正常な評価ができないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) この保険契約の金銭の支払額または第2保険期間移行日における基本保険金額の計算にあたっては、会社が取得した取引停止日前の直近の価額に基づき特別勘定資産を評価し計算した積立金額を用います。

(2) 前号の規定にかかわらず、取引再開日末の特別勘定資産の価額により計算したこの保険契約の積立金に相当する額（以下「積立金相当額」といいます。）が、前号の積立金額を上回る場合には、積立金相当額を用いて、この保険契約の金銭の支払額または第2保険期間移行日における基本保険金額を改めます。

25. 死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則

（死亡給付金等の年金払特約を付加した場合の特則）

第39条 この保険契約に死亡給付金等の年金払特約を付加した場合には、第1回の特約年金の支払日以後、第20条（重大事由による解除）の規定をつぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第1項第3号および第4号、第2項ならびに第5項の規定中、「死亡保険金受取人」とあるのは「特約年金受取人」と、「死亡保険金」とあるのは「特約年金」と読み替えます。

(2) 第2項の規定中、「保険契約」とあるのは「保険契約（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当したのが特約年金受取人のみであり、その特約年金受取人が特約年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうちその受取人に支払われるべき特約年金に対応する部分とします。）」と読み替えます。

(3) 第3項から第5項までの規定中、「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。

(4) 第4項および第5項の規定中、「解約返還金」とあるのは「特約年金の未支払分の現価」と読み替えます。

別表1 請求書類

(1) 死亡保険金の請求書類

項 目	必 要 書 類
死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による医師の死亡証明書） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券
（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	解約返還金	(1) 会社所定の解約返還金請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
2	死亡保険金受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の保険契約存続通知書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人が保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は不要） (4) 保険契約の存続を申し出る死亡保険金受取人の印鑑証明書（ただし、保険契約の存続を申し出る者が被保険者本人である場合は被保険者の印鑑証明書） (5) 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類
3	基本保険金額の減額	(1) 会社所定の基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4	死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5	遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (5) 保険証券
6	保険契約者の変更	(1) 会社所定の名義変更請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表2 解約返還金額

解約返還金額はつぎの算式によって計算される金額とします。

1. 第1保険期間の場合

定額部分の解約返還金額に相当する額＋運用実績連動部分の積立金額

2. 第2保険期間の場合

積立金額×（1－市場価格調整率）

（注）1. 定額部分の解約返還金額に相当する額とは、つぎの算式により計算した額とします。

定額部分の積立金額×（1－市場価格調整率）

2. 市場価格調整率とは、つぎの算式により計算した率とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率}}{1 + \text{解約返還金計算日の積立利率} + 0.25\%} \right] \text{月数} / 12$$

・適用されている積立利率とは、解約返還金計算日にこの保険契約に適用されている積立利率とします。

・解約返還金計算日の積立利率とは、つぎのとおりとします。

（1）第1保険期間の場合

解約返還金計算日を責任開始日とし、この保険契約と同一の第1保険期間が指定された新たな保険契約を締結すると仮定した場合に、その新たな保険契約に適用される積立利率

（2）第2保険期間の場合

解約返還金計算日を第2保険期間移行日とみなした場合に適用される積立利率

・月数とは、つぎのとおりとします。

（1）第1保険期間の場合

残存月数（第1保険期間の満了日までの残存月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。）に応じてつぎのとおりとします。

（ア）残存月数が120か月以下の場合：残存月数

（イ）残存月数が121か月以上の場合：残存月数×0.6＋48か月

（2）第2保険期間の場合

積立利率保証期間の満了日までの残存月数をいい、1か月未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

定額終身保険移行特約条項 目次

この特約の概要

第1条 特約の締結

第2条 主契約の定額の終身保険への移行

第3条 移行後基本保険金額

第4条 定額移行日以後の取扱

第5条 特約の解約

第6条 特約の消滅とみなす場合

第7条 年齢の計算

第8条 主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

第9条 主約款の規定の準用

定額終身保険移行特約条項

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）が積立利率変動型定額部分付変額終身保険の場合、主契約を定額の終身保険に移行させることを目的としたものです。

（特約の締結）

第1条 保険契約者は、主契約の契約日以後、会社の定める範囲で、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

（主契約の定額の終身保険への移行）

第2条 この特約を付加した主契約は、会社がこの特約の付加の申込を会社の本社または会社の指定した場所で受け付けた日（以下「特約申込日」といいます。）の翌々営業日（以下「定額移行日」といいます。）に定額の終身保険に移行します。

2. 定額の終身保険に移行したときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。

（移行後基本保険金額）

第3条 会社は、定額移行日に、会社の定める方法により、特約申込日末における主契約の解約返還金額をもとに、定額移行日における会社の定める率により計算した金額を移行後基本保険金額として定めます。この場合、第7条（年齢の計算）の規定により定める定額移行日における被保険者の年齢をもとに計算します。

2. 会社は、移行後基本保険金額を保険契約者に書面によって通知します。

3. 移行後基本保険金額は会社の定める金額を限度とし、その限度をこえることとなる場合には、そのこえる部分に対応する特約申込日末における主契約の解約返還金額を保険契約者に支払います。

4. 移行後基本保険金額が会社の定める金額に満たない場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、この特約を締結することはできません。

（定額移行日以後の取扱）

第4条 第2条（主契約の定額の終身保険への移行）の規定により定額の終身保険に移行した場合は、定額移行日以後、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおり取り扱います。

（1）死亡保険金の支払事由は被保険者が死亡したときとし、死亡保険金額はつぎのとおりとします。

（ア）定額移行日の2年後の年単位の応当日（以下「移行後保障増額日」といいます。）の前日までは、被保険者が死亡した時の責任準備金額

（イ）移行後保障増額日以後は、被保険者が死亡した時の移行後基本保険金額

（2）死亡保険金の免責事由に該当した場合はつぎのとおり取り扱います。

（ア）死亡保険金が支払われない場合の保険契約者への支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額（死亡保険金の一部が支払われない場合は、支払われない部分に対応する責任準備金額とします。）とします。

（イ）死亡保険金を削減した場合の支払額は、被保険者が死亡した時の責任準備金額を下回らないこととします。

（3）解約返還金額は経過に応じて計算します。

2. 保険契約者は、会社の定める範囲で、将来に向って、移行後基本保険金額を減額することができます。
この場合、つぎのとおりとします。
 - (1) 減額後の移行後基本保険金額は、会社の定める金額以上であることを要します。
 - (2) 移行後基本保険金額の減額をするときは、保険契約者は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
 - (3) 移行後基本保険金額を減額したときは、減額分は解約したものと取り扱います。この場合、減額分の返還金額は、前項第3号の規定に準じて計算した金額とします。
 - (4) 本項の規定により、移行後基本保険金額の減額が行なわれたときは、会社は、その旨を保険契約者に書面によって通知します。
 - (5) 主約款の死亡保険金受取人による保険契約の存続の規定は、移行後基本保険金額の減額について準用します。
3. 第2条の規定により定額の終身保険に移行した場合は、定額移行日以後、主約款に定めるつぎの各号の規定は適用しません。
 - (1) 第1保険期間および第2保険期間に関する規定
 - (2) 定額部分および運用実績連動部分に関する規定
 - (3) 保険契約の型に関する規定
 - (4) 積立金、積立金額、積立利率および積立利率保証期間に関する規定
 - (5) 基本保険金額に関する規定
 - (6) 特別勘定および特別勘定群に関する規定

（特約の解約）

第5条 この特約のみの解約はできません。

（特約の消滅とみなす場合）

第6条 主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

（年齢の計算）

第7条 この特約を付加した場合の被保険者の年齢の計算については、主約款の規定にかかわらず、つぎのとおりとします。

- (1) 定額移行日における被保険者の年齢（以下「定額移行後年齢」といいます。）は、定額移行日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- (2) 定額移行日後の被保険者の年齢は、前号の定額移行後年齢に、定額移行日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（主契約の特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱）

第8条 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害その他これらに準じる突発的な異常事態によって主契約の特別勘定資産の売買ができないときは、その特別勘定について売買ができなくなった日から売買ができることとなった日の前日までの期間中、この特約の付加の申込の受付を行わず、すでに受け付けていた場合でも、この特約の付加の申込はなかったものとして取り扱います。

2. 会社は、前項の取扱を行なう場合には、会社の定める方法により、直ちにその旨を公表します。

（主約款の規定の準用）

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
移行後基本保険金額の減額	(1) 会社所定の移行後基本保険金額の減額請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

死亡給付金等の年金払特約条項 目次

この特約の概要

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約年金の支払
- 第3条 特約年金の支払に関する補則
- 第4条 特約年金の現価の一時支払
- 第5条 特約年金の請求、支払時期および支払場所
- 第6条 特約の締結
- 第7条 特約の解約
- 第8条 特約の返還金
- 第9条 特約の消滅とみなす場合
- 第10条 特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱

- 第11条 特約年金の支払回数の変更
- 第12条 時効
- 第13条 主約款の規定の準用
- 第14条 主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則
- 第15条 定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則
- 第16条 積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則
- 第17条 変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則

死亡給付金等の年金払特約条項

（この特約の概要）

この特約は、死亡給付金等について、一時支払にかえて年金支払を行なうことを目的としたものです。

（用語の意義）

第1条 この特約条項において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

（1）「特約年金額」

「特約年金額」とは、特約年金を支払う場合に基準となる金額として、次条第2項の規定により定められた金額をいいます。ただし、第11条（特約年金の支払回数の変更）の規定により特約年金の支払回数が変更されたときは、変更後の支払回数にもとづき次条第2項の規定により定められた金額をいいます。

（2）「年金支払期間」

「年金支払期間」とは、特約年金が支払われる場合に、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金または死亡保険金（以下「死亡給付金等」といいます。）の支払事由が生じた日から、最終回の特約年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この特約は消滅します。

（特約年金の支払）

第2条 会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定により主契約の死亡給付金等が支払われることとなるときは、死亡給付金等の一時支払にかえて、次項の規定によって定められた特約年金額と同額の特約年金を特約年金受取人に支払います。

2. 前項の場合、会社の定める方法により、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額（以下「死亡給付金額等」といいます。）をもとに、死亡給付金等の支払事由が生じた日における会社の定める率により特約年金額を定めます。ただし、特約年金受取人が2人以上であるときは、各特約年金受取人について、死亡給付金等の受取割合に応じて計算された金額をもとに、それぞれ特約年金額を定めます。

3. 前項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たないときは、第1項の規定にかかわらず、会社は、死亡給付金額等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金額等のうちその特約年金を受け取るべきこの特約における特約年金受取人に対応する金額とします。）を一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は、消滅します。

4. 特約年金の支払回数については、保険契約者がこの特約の締結時に定めた一定の回数とします。ただし、

特約の締結後にその回数が増えたり減ったりしたときは、変更後の回数とします。

5. 特約年金受取人が2人以上であるときは、すべての特約年金受取人について、特約年金の支払回数は同一とします。
6. 特約年金の支払日については、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の特約年金
主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた日
 - (2) 第2回以後の特約年金
第1回の特約年金の支払日の年単位の応当日

(特約年金の支払に関する補則)

第3条 特約年金受取人は、主契約の死亡給付金等の受取人としてします。ただし、死亡給付金等の受取人が2人以上である場合で、死亡給付金等の受取人が故意に主契約の被保険者を死亡させたときは、その主契約の死亡給付金等の受取人を除きます。

2. 第1回の特約年金の支払日以後、特約年金受取人を変更することはできません。
3. 特約年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に特約年金受取人が死亡したときは、前条に定める年金の支払の規定にかかわらず、会社は、特約年金の未支払分の現価を、死亡した特約年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡した特約年金受取人に対応する部分とします。）は、その特約年金受取人の死亡時に消滅します。
4. 特約年金受取人は、死亡給付金等の支払事由発生後、第1回の特約年金が支払われる前に限り、特約年金の支払にかえて、主約款の規定により、死亡給付金等（特約年金受取人が2人以上であるときは、死亡給付金等のうちこの特約における当該特約年金受取人に対応する金額とします。以下次項において同じ。）の支払を請求することができます。
5. 前項の場合、会社が、死亡給付金等を支払ったときは、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、前項の請求を行なった特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の現価の一時支払)

第4条 特約年金受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができます。

2. 会社が、特約年金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（特約年金受取人が2人以上であるときは、この特約における当該特約年金受取人に対応する部分とします。）は消滅します。

(特約年金の請求、支払時期および支払場所)

第5条 特約年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または特約年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。

2. 特約年金の支払事由が生じたときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出して、第1回の特約年金を請求してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。
3. 会社は、第1回の特約年金を支払うときに、年金証書を作成して特約年金受取人に交付します。
4. 第2回以後の特約年金の支払日が到来したときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
5. 前条の規定により特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求するときは、特約年金受取人は、会社に、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。
6. 主約款に定める死亡給付金等の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特約年金の支払の場合に準用します。

(特約の締結)

第6条 保険契約者は、主契約の契約日以後、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の定める取扱範囲で、この特約を主契約に付加して締結することができます。

(特約の解約)

第7条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

（特約の返還金）

第8条 この特約に対する解約返還金はありません。

（特約の消滅とみなす場合）

第9条 つぎの各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- （1）主契約が解約その他の事由によって消滅した場合。ただし、特約年金の支払事由が生じたときを除きます。
- （2）主契約の年金支払開始日が到来したとき。

（特約年金が支払われる場合の特約年金受取人に関する取扱）

第10条 特約年金が支払われる場合には、主契約の死亡給付金等の支払事由が生じた時に、この特約にかかわる一切の権利義務が特約年金受取人に承継されます。

（特約年金の支払回数の変更）

第11条 保険契約者は、主契約の死亡給付金等の支払事由発生前に限り、会社の承諾を得て、特約年金の支払回数を変更することができます。

2. 前項の規定にかかわらず、第2条（特約年金の支払）第2項の規定によって定められた特約年金額が会社の定める金額に満たない場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、特約年金受取人は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲で、特約年金の支払回数を変更することができます。この場合、第2条第5項の規定は適用しません。
3. 前項の規定にかかわらず、会社の定める金額に満たない特約年金額について、変更後の支払回数にもとづき第2条第2項の規定により新たに計算した金額が、会社の定める金額に満たないときは、特約年金の支払回数の変更は取り扱いません。
4. 特約年金の支払回数の変更をするときは、保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人として）は、請求に必要な書類（別表1）を提出してください。この場合、特約年金受取人が2人以上のときで、第2項の変更をするときは、特約年金受取人は共同して請求することを要します。

（時効）

第12条 特約年金の支払を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

（主約款の規定の準用）

第13条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

（主契約に運用期間中年金支払移行特約条項等を適用した場合の特則）

第14条 この特約を付加した主契約に運用期間中年金支払移行特約条項または年金支払移行特約条項を適用した場合には、この特約は消滅します。

（定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）等に付加した場合等の特則）

第15条 この特約を定期支払金付積立利率変動型終身保険（通貨指定型）、定期支払金付積立利率変動型終身保険もしくは年金原資保証型変額個人年金保険（14）に付加した場合またはこの特約とあわせて主契約に積立金の規則的引出特約が付加されている場合で、死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその定期支払金、定期給付金、運用成果払出金または規則的引出金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

2. この特約とあわせて主契約に定期支払金の分割払特約が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - （1）定期支払金の分割払特約条項の規定による支払事由が生じた定期支払金の未払分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその未払分割払金の現価の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。
 - （2）死亡給付金等の支払事由が生じた後に到来する定期支払日における定期支払金について支払われた分割払金がある場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその分割払金額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

（積立利率変動型終身保険等に付加した場合の特則）

第16条 この特約を積立利率変動型終身保険、積立利率変動型終身保険（米ドル建）、積立利率変動型終身保険（ユーロ建）または積立利率変動型終身保険（豪ドル建）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）主約款の規定により更新時差額返還金が積み立てられている場合には、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額にその更新時差額返還金の全額を加えた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。
- （2）死亡給付金等の支払事由が生じた後に積立利率保証期間更新日が到来して更新時差額返還金があった場合で、保険契約者からの請求によりその更新時差額返還金が支払われたときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその更新時差額返還金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条の規定を適用します。

（変額個人年金保険（13）に付加した場合の特則）

第17条 この特約を変額個人年金保険（13）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- （1）第9条（特約の消滅とみなす場合）第2号の規定は適用しません。
- （2）死亡給付金等の支払事由が生じた後に支払われた主契約の年金があるときには、主約款の規定により支払われることとなる主契約の死亡給付金等の額からその年金の額を差し引いた額を死亡給付金額等とし、第2条（特約年金の支払）の規定を適用します。

別表1 請求書類

(1) 特約年金の請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	第1回の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 支払われることとなる主契約の死亡給付金等の請求書類
2	第2回以後の特約年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
3	特約年金の未支払分の現価の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 特約年金受取人の戸籍抄本 (3) 特約年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

(2) その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
特約年金の支払回数の変更	(1) 会社所定の保険契約内容変更請求書 (2) 保険契約者（主契約の死亡給付金等の支払事由発生後は特約年金受取人）の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	